

愛媛県教育委員会 3 月定例会議事録

1 開会の日時及び場所

令和 7 年 3 月 25 日（火）午後 3 時 00 分

愛媛県庁 第一別館 教育委員室

2 出席者

教育長 高岡哲也 委 員 関 啓三 委 員 北須賀逸雄

委 員 畠山千愛 委 員 田坂文明 委 員 山下由美

3 欠席委員

なし

4 会議に出席した公務員の職氏名

副教育長 目見田貴彦

指導部長 小池達士

教育総務課長 杉野将行

教職員厚生室長 徳永由香

社会教育課長 伊賀上慶樹

文化財保護課長 渡部真司

保健体育課長 白鳥和樹

義務教育課長 渡部真一

高校教育課長 川本昌宏

高校教育課魅力化推進監 細川昌弘

人権教育課長 佐々木直

特別支援教育課長 壽海雅彦

5 会議の概要

(1) 開 会（午後 3 時 00 分）

（教育長） ただいまから教育委員会 3 月定例会を開会します。

傍聴人の皆様に申し上げます。傍聴人は、所定の席で、静粛に傍聴願います。また、携帯電話等は電源を切るなどしておいていただきますよう御協力をお願いいたします。

（教育長） それでは、始めに委員の皆様に提案させていただきます。本日の議事のうち、議案第 18 号愛媛県教科用図書選定審議会委員の任命について、議案第 19 号公立中学校教員の懲戒処分について及び議案第 20 号教職員の報償について並びにその他の協議案件の表彰案件につきましては、人事案件であることから、専決処分の承認の損害賠償請求事件に係る訴訟上の和解案に対する意見につきましては、個人情報が含まれることから、審議を非公開としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（全委員） 異議なし。

（教育長） それでは、そのようにさせていただきます。

（教育長） 最初に公開案件から審議することといたします。事務局が資料を配布しますので、少々お待ちください。

(2) 2 月定例会議事録の承認

（教育長） 2 月定例会議事録の承認についてお諮りいたしますが、委員の皆様よろしいでしょうか。

（全委員） 異議なし。

（教育長） 全員異議ございませんので、原案のとおり承認されました。

続きまして、教育長報告に移ります。

(3) 教育長報告

○令和7年2月定例県議会質問及び答弁要旨について

(教育長) 令和7年2月定例県議会質問及び答弁要旨について、副教育長から報告をお願いします。

(副教育長) 先に開催された2月定例県議会の質疑の概要につきまして、御手元に配布しております資料「令和7年2月定例県議会教育委員会関係質問及び答弁要旨」に基づいて報告いたします。

本会議の状況ですが、教育委員会関係は10名の議員から17件の質問がありました。以下、主な質疑について報告をいたします。

まず、国際的に活躍できるグローバル人材の育成について質問があり、グローバル化が進む中、諸外国と対等に渡り合い、自らの力で未来を切り拓く逞しい人材の育成には、語学力の向上は不可欠であり、英語のオンライン講座やディベートコンテスト、ALTの増員等による技能や思考力・表現力等の総合的な育成を図ってきたところ、国の調査では、高校生の英語力の伸び幅が全国上位となるなど、着実な成果が現れている。来年度は、更なるコミュニケーション能力の向上を図るため、生成AIを活用した英語教材を1人1台端末に搭載し、小学生段階から、日常的に英会話に親しむ環境を整備するとともに、高校生を対象にテンプル大学ジャパンキャンパスでの国内留学や海外短期留学の支援のほか、中高生の海外修学旅行支援のためパスポート取得補助等に要する経費を当初予算案に計上した。令和8年度以降、今治西高校、松山西中等教育学校、宇和島南高校の3校に国際科等を設置し、高度な英語学習や国際問題の探究活動等による確かな語学力を育み、国内外の学校や企業等と連携した体験的学習を提供するとともに、留学フェア等で成果を横展開するなど、今後も発達段階に応じた実践的な英語教育によるグローバルな視野とコミュニケーション能力により、世界を舞台に活躍できる人材育成に取り組む旨、答弁しました。

次に、宇和島水産高校の教育内容の改革等について質問があり、漁業者の高齢化や後継者不足が進む中、水産王国えひめを担う多くの職業人を輩出してきた宇和島水産高校において、今後とも業界ニーズに的確に対応した人材育成を進めるため、豊かな漁場に隣接した立地や、全国唯一の増殖系専攻科を持つ強みを最大限に生かし、地元関連企業や大学等とも連携した現場実習や共同研究等を通じ、養殖から加工・流通に至る知識・技術等を実践的に学べる教育環境の整備が重要と認識している。来年度、同校と宇和島市や水産事業者等で構成するコンソーシアムを核に、最先端のICT技術を活用した養殖管理や、製造現場での高度な衛生管理手法、マーケティングを踏まえた商品開発など、最新のノウハウを学べるカリキュラムの開発を進め、学校と水産業界を繋ぐコーディネーターを配置し、就業体験先の斡旋や卒業後の地元定着を図る経費を当初予算案に計上した。また、令和9年度の宇和島南中等教育学校との統

合を見据え、両校が合同で、水産業に係る共同研究や大学と連携した探究活動に取り組んでおり、今後とも宇和島市など地元と連携し、広い視野と高い専門性を兼ね備え、水産業の持続的発展に貢献できる逞しい人材の育成に取り組む旨、答弁しました。

そのほか、情報リテラシー教育や職員のメンタルヘルス対策についても質問がありました。

観光スポーツ文教警察委員会の主な質疑ですが、学校におけるデジタル人材の育成について質問があり、1人1台端末の活用やハイスペックPCの導入など、環境整備に取り組むとともに、教員研修の充実にも努め、生徒の探究学習も活性化するなど着実に成果が現れている。また、ICTの活用が日常化する中、小中学校段階からデジタル技術を正しく理解し、効果的に活用する力の重要性が高まっており、生成AIとの対話を通して、最新のネットトラブルを疑似体験し、トラブル回避力の向上を図るなど、未来を担う子供達が、デジタル技術を駆使し、主体的に社会参画できる資質・能力を養っていく旨、答弁しました。

そのほか、県立学校の新学科等の環境や、特別支援学校のスクールバス等の状況等に関する質疑がありました。

以上でございます。

(教育長) ただいまの報告につきまして、御意見・御質問等がございましたら、お願いいたします。

(教育長) 特によろしいでしょうか。

(全委員) はい。

○学校における働き方改革推進方針（第3期）及び令和7年度学校における働き方改革推進計画の策定について

(教育長) 次に、学校における働き方改革推進方針（第3期）及び令和7年度学校における働き方改革推進計画の策定について、事務局から報告をお願いします。

(教育総務課長) それでは、「学校における働き方改革推進方針（第3期）」について、報告します。

資料の「学校における働き方改革に係るこれまでの取組」を御覧ください。

県教育委員会では、令和元年11月に、「愛媛県学校における働き方改革推進方針」を策定し、令和4年3月には、令和6年度までを計画期間とする第2期に改定の上、当方針に基づき学校における働き方改革を推進してきました。

これまでの取組により、ICTを活用した業務効率化や外部人材の活用などが進み、県立学校教員の時間外勤務は概ね減少傾向にあるほか、教職員の働きがいに係る指標も高水準を維持するなど、一定の成果が得られています。

しかしながら、長時間勤務の解消には道半ばであり、時間外勤務の更

なる縮減やメンタルヘルス不調へのきめ細かな対応が必要です。

こうした状況等を踏まえ、働き方改革に係る取組の継続と強化・充実を図るため、令和7年度から9年度を計画期間とする第3期推進方針に改定したいと考えています。

第3期推進方針の概要を整理した資料を御覧ください。「目指すところ」や「取組の柱」にある(1)から(6)の項目など、基本的な構成は現方針を踏襲しています。

新たな取組にはアンダーラインを付しており、県立学校入試に係る出願手続等のデジタル化など、ICTの一層の活用、学校現場の多様な人材の協働による学校・教師が担う業務の適正化、学校現場が抱える様々な問題解決のため、警察OBや学校管理職経験者等との連携による支援体制の強化、県立高校における学校や地域の特色に配慮した部活動の精選や複数顧問制による交代指導体制の構築を盛り込んでいます。「数値目標」は、従来からの時間外勤務に係る目標に加え、「教職員の働きがい(ワーク・エンゲイジメント)をコロナ禍前(令和元年度)以上の数値にする」との目標を追加します。これは、アンケート調査の結果、県立学校教員の働きがい等に関する指標が、近年、低下傾向にあることを踏まえたものです。「推進イメージ」は、6つの取組の柱を基本に、学校、市町、地域等と連携・協働し、働きやすさと働きがいの両面から働き方改革を着実に進めてまいります。

なお、第3期方針の本文及びこれまでの主な取組等については、資料に記載しております。

続きまして、「令和7年度学校における働き方改革推進計画」について、報告いたします。

同計画は、第3期方針の6つの取組の柱ごとに、重点的に取り組む内容について、令和7年度当初予算案を踏まえて具体的に記載しており、来年度は、再掲を除いて24項目となっております。主な取組は、先ほどの方針の説明と重複するため、省略しますが、実施に当たっては、実効性ある取組を着実に積み上げ、働き方改革の取組が自己目的化したり、形骸化したりすることがないように留意してまいります。最後に、今年度計画の取組状況と主な成果について記載しており、23項目の重点的な取組が着実に進められていることを確認しています。

以上で報告を終わります。

(教育長) ただいまの報告につきまして、御意見・御質問等がございましたら、お願いいたします。

(教育長) 特によろしいでしょうか。

(全委員) はい。

○国登録有形文化財(建造物)の登録について

(教育長) 次に、国登録有形文化財(建造物)の登録について、事務局から報告をお願いします。

(文化財保護課長) 国登録有形文化財(建造物)の登録について、御報告いたします。

3月21日に開催された国の文化審議会において、文化財保護法に基づき、今治市の明専寺の鐘楼門及び石垣の2件が、登録有形文化財に登録するよう文部科学大臣に答申されました。

明専寺は、今治市大西町に所在し、明暦3年(1657年)に開創されました。

鐘楼門は、天保11年(1840年)に建てられており、高価な建材である杢を多用しているほか、上層だけでなく、下層にも屋根を設ける二重門の形式は全国的にも類例が少ない形式である点などが、大変貴重と評価されたものです。石垣は、寺周辺の村からの寄進により築造されたものであり、大西の沖合に浮かぶ弓杖島の花崗岩を用いて天保9年(1838年)に造られたものと、寺周辺の様々な石材を使用して安政4年(1857年)に造られたものがあります。また、建設にあたって、現在の工事日誌にあたる「普請文書」が残されており、それにより建設年代や大工・石工名が判明する点も評価されるなど、江戸時代末期の建造物として価値が認められたものです。

今後、官報告示をもって登録されますと、本県の国登録有形文化財(建造物)は、194件となります。

以上で報告を終わります。

(教育長) ただいまの報告につきまして、御意見・御質問等がございましたら、お願いいたします。

(教育長) ほか、特によろしいでしょうか。

(全委員) はい。

○令和8年度愛媛県公立学校教員採用選考試験の概要について

(教育長) 次に、令和8年度愛媛県公立学校教員採用選考試験の概要について、事務局から報告をお願いします。

(高校教育課長) 令和8年度愛媛県公立学校教員採用選考試験について、御説明いたします。

御手元の資料に沿って、御説明いたします。

資料の「1 選考試験について」を御覧ください。前期選考試験については、第1次選考試験を7月19日(土)及び7月20日(日)の2日間、松山会場と大阪会場の2会場で実施します。第2次選考試験については、8月19日(火)から8月22日(金)までの4日間で実施します。

また、後期選考試験は、10月4日(土)及び10月5日(日)に、他の都道府県の現職教員を対象とした特別選考と、本県又は他の都道府県の国公立学校教職経験者を対象とした特別選考を松山会場で実施する予定です。

続きまして、資料の「2 今年度の改善点・変更点」について、御説明いたします。今年度の改善点・変更点は、「(1) 小学校体育専科教員の

採用」、「(2) 教職経験者特別選考における対象の拡大」、「(3) 大学等推薦特別選考における推薦枠の拡大」、「(4) 社会人特別選考の対象試験区分の拡大」、「(5) 大学3回生等特別選考（通過者対象）の実施」の5点です。

資料の2の「(1) 小学校体育専科教員の採用」を御覧ください。専門性の高い教科指導を行い教育の質の向上を図るとともに、学級担任の授業時数の軽減など働き方改革を進めるため、中学校教員の試験区分（保健体育）において選考した者を、本人の希望に基づき、小学校で体育科の指導に当たる体育専科教員として配置することとしました。

2の「(2) 教職経験者特別選考における推薦枠の拡大」を御覧ください。即戦力として活躍できる優秀な人材をより多く確保するため、志願対象者をこれまでの「本県の国公立学校における教職経験者」に加え、「他の都道府県の国公立学校における教職経験者」にも拡大します。

2の「(3) 大学等推薦特別選考における推薦枠の拡大」を御覧ください。大学が推薦する優秀な人材をより多く確保するため、大学等推薦特別選考の対象となる全ての試験区分・教科において、各大学等からの推薦人数の上限を撤廃します。なお、本推薦の対象者は本県の公立学校教員を第一志望とする者であるため、合格発表後の辞退者の抑制にもつながるものと考えています。

2の「(4) 社会人特別選考の対象試験区分の拡大」を御覧ください。民間等で活躍し、豊かな経験や専門的な知識をもった優秀な人材を確保するため、対象となる試験区分に高等学校「農業」及び「水産」を追加することとしました。

最後に2の「(5) 大学3回生等特別選考（通過者対象）の実施」を御覧ください。

前年度に大学3回生等特別選考で前期第1次試験を合格した者について、申請により今年度の前期第1次選考試験を免除する特別選考を実施します。なお、本特別選考の対象となるのは、前年度合格した試験区分と同一の試験区分を受験する場合に限ります。

以上で報告を終わります。

（教育長） ただいまの報告につきまして、御意見・御質問等がございましたら、お願いいたします。

（田坂委員） 資料の2の「(1) 小学校体育専科教員の採用」について、配置は令和8年度なので、まだはっきりと定まっていないと思いますが、この小学校体育専科教員は、初任者ではあるけれど、学級担任を持たない体育専科の教員ということですね。

（義務教育課長） 学級担任について、免許法等を確認したところ、中学校の体育の免許を持っている場合に指導が可能なのは、小学校の体育、道徳、特別活動、総合的な学習の時間については、体育に係る領域となりますので、学級担任を持たせることもあり得ると考えています。また、

令和7年4月1日付人事異動においても、この動きに合わせて、中学校体育教員に小学校の兼務をかける、あるいは国の加配を活用しまして、小学校体育専科を増やす方向で、既に動いています。そして、来年度に実施する教員採用選考試験で、更に小学校体育専科教員を採用し、追加することとしています。

(教育長) ほかにございませんか。

(北須賀委員) 第一次選考試験の日程が7月19日(土)及び7月20日(日)となっていますが、四国各県の状況が分かれば教えていただきたいです。

(高校教育課長) 今、手元に四国各県の状況は持ち合わせていませんが、今年度の実施状況と同じであるならば、愛媛県の日程は、全国的にもかなり遅い方となります。この日程は、志願者数が十分に確保できないというデメリットもあると思いますが、一方、愛媛県に就職する意欲のある志願者を集められるという面では、効果が高いと考えています。

(北須賀委員) 7月19日(土)及び7月20日(日)という日程は、全国的にも比較的多く、他県と重なる日程なのでしょうか。

(高校教育課長) 愛媛県の日程は全国的には遅い方ですので、他県と重なることは少ないと考えています。全国的には、文部科学省からの指導もありまして、日程を少し前倒しする動きが進んでいますので、試験を6月に実施する県も増えている状況です。

(関委員) 第一次選考試験の会場には大阪会場もありますが、大阪会場の応募状況や実際の受験状況は、どのようになっていますか。

(高校教育課長) 令和6年度の教員採用選考試験の状況について、松山会場が860人に対して、大阪会場は373人でした。そのうち、第2次選考試験まで進んだ者は、松山会場が513人に対して、大阪会場は134人となっています。松山会場と比べると、大阪会場の方が辞退率は少し高いのですが、十分な採用者数を確保できていると考えています。

(畠山委員) 2の「(5) 大学3回生等特別選考(通過者対象)の実施」について、令和6年度の受験者数と合格者数を教えてください。

(高校教育課長) 令和6年度に実施した試験においては、受験者数が105人、合格者数が71人となっています。

(畠山委員) 合格者の方が受験してくれるといいですね。

(高校教育課長) 合格者全員が受験してくれることを期待しています。

(教育長) 大学3回生等特別選考は、今回が初めての実施ですね。

(高校教育課長) 今回が初めての実施です。

(教育長) これである程度の人数がデータとして把握できるようになるので、今後の参考になると思います。

(教育長) ほか、特によろしいでしょうか。

(教育長) それでは、教育長報告につきましては以上で終了し、議案審議に移ります。

(4) 議 事

議案審議

○議案第 8 号 令和 7 年度愛媛県教育基本方針・重点施策について

(教育長) 議案第 8 号令和 7 年度愛媛県教育基本方針・重点施策について、事務局から説明をお願いします。

(教育総務課長) 令和 7 年度愛媛県教育基本方針・重点施策について御説明いたします。

県教育委員会では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、毎年度、教育に関する事務の管理・執行等の基本方針を定める「教育基本方針」及び重点的に取り組む施策を定める「重点施策」を策定しています。

御手元の資料のうち、概要資料と新旧対照表を使って説明させていただきます。

まず、「教育基本方針」の柱立ては、今年度と同じく、「愛媛県教育振興に関する大綱（第 3 期）」に掲げる振興方針の体系に合わせた七つとしています。

次に、方針ごとの「重点施策」については、令和 7 年度当初予算案をもとに、新規事業の追加と、終了・廃止事業の削除を行っています。

その結果、再掲を除いた重点施策数は 28、事業等の数は 90 となっています。

昨年度からの主な変更点等について、新旧対照表で説明いたします。

まず、「基本方針 1」では、本文等に、「三浦保」愛基金を活用して、児童生徒の主体性を育む活動を支援する公募事業を追加しています。

重点施策では、(3) に生成 A I を活用した英会話教材を作成する「グローバル人材育成に向けた英語力強化事業」、海外留学支援等を行う「地元で活躍するグローバル人材育成事業」を、(7) に宇和島水産高校を核に官民連携で人材育成を図る「えひめ水産業次世代人材育成事業」を追加しています。

「基本方針 2」では、重点施策 (3) に県立学校の 1 人 1 台端末など I C T 機器等を整備する「県立学校 I C T 活用教育環境整備」や「小中学校児童生徒 1 人 1 台端末整備事業」を追加しています。

「基本方針 3」では、本文及び重点施策 (3) に障がいを持つ生徒の雇用促進に向け、学校と企業の連携強化を図る「愛顔のえひめ特別支援学校『ハタラク チカラ』P R 事業」を追加しています。

「基本方針 4」では、本文に、児童生徒が他者とよりよい人間関係を構築する力を育むアプリの導入を追加しています。

「基本方針 5」では、本文に県立学校入試手続きのデジタル化などの更なる校務 D X により、学校全体で業務効率化を目指すほか、学校の様々な問題を解決する支援体制の整備について追加しています。

「基本方針 6」では、本文及び重点施策 (1) に多世代交流を支援す

る人材を養成する「えひめっ子多世代交流推進事業」を追加しています。

「基本方針7」では、本文及び重点施策（2）に県指定文化財の3Dデータ化や地域の祭りの映像化により、文化財の保存・継承や魅力発信に取り組む「県指定文化財デジタル化保存・活用推進事業」を追加しています。

なお、御承認いただきました後は、県教育委員会のホームページへの掲載及び市町教育委員会や県立学校等への通知等により周知を図り、本県教育の充実に努めたいと考えています。

よろしくお願いいたします。

（教育長） ただいまの説明につきまして、御意見・御質問等がございましたら、よろしくお願いいたします。

（田坂委員） 1人1台端末を効果的に活用した学習やえひめICT学習支援システム（EILS）について、CBTシステムの利用拡大のところを効果的な活用拡大という記載に変えているので、CBTシステムの利用はかなり進んでいる状況だと思います。これは、中学校現場がCBTシステムの活用に関心を持ち、それを県立学校へ利用を広げているのだと思いますが、県立学校の活用状況を教えてください。なかなか個別のデータはとっていないとは思いますが、県立学校での利用が拡大しているというようなデータがあればお願いします。

（高校教育課長） 県立学校におけるEILSの活用状況についてですが、令和6年度は2月中旬の時点で1,763件の活用がありました。令和5年度は、1年間で1,580件の活用でしたので、今年度は、昨年度よりも多く活用されています。また、教員のキャリアアップ研修において、EILSで作問をする取組をしており、教員に対してEILSで問題を作る習慣や方法を教えるのと同時に、それができる教員を確実に増やしています。さらに、県立学校振興計画において進学指導の充実に関する事業があり、モデル校での研究授業等を通じて、EILSの活用を活性化する取組を推進しています。

（教育長） ほか、特にございませんでしょうか。それではお諮りいたします。この内容でよろしいでしょうか。

（全委員） 異議なし。

（教育長） 全員異議ございませんので、議案第8号令和7年度愛媛県教育基本方針・重点施策については、原案のとおり可決決定をいたしました。

○議案第9号 愛媛県教育委員会事務局職員等の勤務時間の割振り等に関する規則の一部を改正する規則について

（教育長） 次に、議案第9号愛媛県教育委員会事務局職員等の勤務時間の割振り等に関する規則の一部を改正する規則について、事務局から説明をお願いします。

（教育総務課長） 愛媛県教育委員会事務局職員等の勤務時間の割振り等

に関する規則の一部を改正する規則について、御説明いたします。

これは、職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例及び教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例が施行されることに伴い、愛媛県教育委員会事務局職員等の勤務時間の割振り等に関する規則の一部を改正しようとするものです。

改正の内容につきましては、条例改正により教員等一定の職種を除き原則全ての職員においてフレックスタイム制を利用した週4日勤務の実施が可能となったことに伴い、関係規定の整備を行うほか、週4日勤務を実施する職員に対し週休日以外の勤務時間を割り振らない日を設定する場合は、職員の申告を考慮の上、所属長がこれを定める旨を規定するものです。

施行日につきましては、令和7年4月1日としております。

概要は、以上のとおりでございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

(教育長) ただいまの説明につきまして、御意見・御質問等がございましたら、お願いいたします。

(教育長) 特にございませんでしょうか。それではお諮りいたします。この内容でよろしいでしょうか。

(全委員) 異議なし。

(教育長) 全員異議ございませんので、議案第9号愛媛県教育委員会事務局職員等の勤務時間の割振り等に関する規則の一部を改正する規則については、原案のとおり可決決定をいたしました。

○議案第10号 愛媛県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について

(教育長) 次に、議案第10号愛媛県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について、事務局から説明をお願いします。

(教育総務課長) 愛媛県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について御説明いたします。

この規則は、教育委員会事務局の組織を改めるため、改正するものです。

改正内容は、2点ございます。

1点目は、学校施設の整備等に係る事務の一元化に関するものであり、学校施設の整備、教育財産の管理、授業料及び奨学給付金等に係る事務を指導部から管理部に移管するとともに、現在これらの事務を所掌している義務教育課学校施設係及び高校教育課施設管理グループを廃止します。

また、これらの事務を新たに所掌する教育総務課教職員厚生室を施設厚生室に改称します。

2点目は、愛媛県が定める成果重視政策マネジメント推進プランに係るものであり、当該プランに基づき現場起点での創意工夫を促し、自律

的な財源配分や事業の選択・集中を加速させるため、事務局に置く職員の職として政策マネジメント推進幹を追加するとともに、同職を教育総務課に設置します。

施行期日は、公布日の令和7年4月1日としております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

(教育長) ただいまの説明につきまして、御意見・御質問等がございましたら、よろしくお願いいたします。

(教育長) 特にございませんでしょうか。それではお諮りいたします。この内容でよろしいでしょうか。

(全委員) 異議なし。

(教育長) 全員異議ございませんので、議案第10号愛媛県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則については、原案のとおり可決決定をいたしました。

○議案第11号 愛媛県教育職員の免許に関する規則の一部を改正する規則について

(教育長) 次に、議案第11号愛媛県教育職員の免許に関する規則の一部を改正する規則について、事務局から説明をお願いします。

(義務教育課長) 愛媛県教育職員の免許に関する規則の一部を改正する規則について御説明いたします。

これは、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）により、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）の一部が改正されることに伴い、愛媛県教育職員の免許に関する規則の一部を改正するものです。

改正の内容は、刑法における懲役及び禁錮の刑が拘禁刑に改められることに伴い、「禁錮以上の刑に処せられた者」を教育職員免許状授与の欠格事由とする教育職員免許法の規定が改正されることから、当該規定を引用している様式第7号について同様に改めるものです。

施行期日は、改正教育職員免許法の施行日である令和7年6月1日としております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

(教育長) ただいまの説明につきまして、御意見・御質問等がございましたら、よろしくお願いいたします。

(教育長) 特にございませんでしょうか。それではお諮りいたします。この内容でよろしいでしょうか。

(全委員) 異議なし。

(教育長) 全員異議ございませんので、議案第11号愛媛県教育職員の免許に関する規則の一部を改正する規則については、原案のとおり可決決定をいたしました。

○議案第12号 技能労務職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則について

(教育長) 次に、議案第12号技能労務職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則について、事務局から説明をお願いします。

(高校教育課長) 技能労務職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則について、御説明いたします。

これは、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部が改正されるとともに、本県職員に係るフレックスタイム制の見直しが行われることを受け、技能労務職員についてもこれに準じた取扱いをすることとし、この規則の一部を改正しようとするものです。

改正の内容につきましては、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置として、子の看護休暇の取得事由を追加するとともに、育児のための正規の勤務時間外勤務の制限の対象となる職員の要件を拡大するものです。また、フレックスタイム制の見直しに伴い、子の養育や要介護者の介護等を行う職員以外の職員についても、週休日のほかに勤務時間を割り振らない日を設けることができる旨を規定するものです。そのほか、仕事と介護の両立支援制度等に係る勤務環境の整備等について規定することとしております。

施行日につきましては、令和7年4月1日としております。

概要は、以上のとおりでございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

(教育長) ただいまの説明につきまして、御意見・御質問等がございましたら、お願いいたします。

(教育長) 特にございませんでしょうか。それではお諮りいたします。この内容でよろしいでしょうか。

(全委員) 異議なし。

(教育長) 全員異議ございませんので、議案第12号技能労務職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則については、原案のとおり可決決定をいたしました。

○議案第13号 愛媛県県立学校教職員設置規則の一部を改正する規則について

(教育長) 次に、議案第13号愛媛県県立学校教職員設置規則の一部を改正する規則について、事務局から説明をお願いします。

(高校教育課長) 愛媛県県立学校教職員設置規則の一部を改正する規則について御説明いたします。

この改正は、宇和高等学校三瓶分校の廃止に伴い、教頭を分校長と呼称する学校の範囲を定めた当該規則の別表から「宇和高等学校三瓶分校」を削除するものです。

なお、施行期日については、公布日の令和7年4月1日としております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

(教育長) ただいまの説明につきまして、御意見・御質問等がございましたら、よろしくお願いいたします。

(教育長) 特にございませんでしょうか。それではお諮りいたします。
この内容でよろしいでしょうか。

(全委員) 異議なし。

(教育長) 全員異議ございませんので、議案第13号愛媛県県立学校教職員設置規則の一部を改正する規則については、原案のとおり可決決定をいたしました。

○議案第14号 職員の旅費支給等に関する規則の一部を改正する規則について

(教育長) 次に、議案第14号職員の旅費支給等に関する規則の一部を改正する規則について、事務局から説明をお願いします。

(高校教育課長) 職員の旅費支給等に関する規則の一部を改正する規則について、御説明いたします。

これは、「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」が令和7年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正をしようとするものです。

改正の内容でございますが、中学校・小学校教育職員給料表及び高等学校等教育職員給料表の適用を受ける教育職員に対して、旅費を支給する際の基準となる行政職給料表に相当する職務の級を規定する表について、条例改正による給料表の号級の改定を反映させるものです。

なお、施行日につきましては、条例の施行日である令和7年4月1日としております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

(教育長) ただいまの説明につきまして、御意見・御質問等がございましたら、よろしくお願いいたします。

(教育長) 特にございませんでしょうか。それではお諮りいたします。
この内容でよろしいでしょうか。

(全委員) 異議なし。

(教育長) 全員異議ございませんので、議案第14号職員の旅費支給等に関する規則の一部を改正する規則については、原案のとおり可決決定をいたしました。

○議案第15号 愛媛県立図書館処務規程等の一部を改正する訓令について

(教育長) 次に、議案第15号愛媛県立図書館処務規程等の一部を改正する訓令について、事務局から説明をお願いします。

(教育総務課長) 愛媛県立図書館処務規程等の一部を改正する訓令について御説明いたします。

この訓令は、先ほど御審議をいただきました愛媛県教育委員会事務局

組織規則が改正されることに伴い、関係する訓令の改正を行うものです。

改正内容としましては、教職員厚生室の改称に伴い、関係規定を改正するとともに、規則改正により生じた項ずれに伴う規定整備を行います。

施行期日は、公布の日の令和7年4月1日としております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

(教育長) ただいまの説明につきまして、御意見・御質問等がございましたら、よろしくお願いいたします。

(教育長) 特にございませんでしょうか。それではお諮りいたします。
この内容でよろしいでしょうか。

(全委員) 異議なし。

(教育長) 全員異議ございませんので、議案第15号愛媛県立図書館処務規程等の一部を改正する訓令については、原案のとおり可決決定をいたしました。

○議案第16号 愛媛県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令について

(教育長) 次に、議案第16号愛媛県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令について、事務局から説明をお願いします。

(教育総務課長) 愛媛県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令について御説明します。

これは、公印使用簿の作成を電磁的方法により行うことができるようにするため、この訓令の一部を改正しようとするものです。

改正内容としましては、公印使用簿について、公印管守者による押印など、従来、紙媒体での作成を前提としていた記録事項を変更し、現在導入している文書管理・電子決裁システムにおいて自動で作成が可能な様式に改めるものです。

施行日につきましては、新年度となる令和7年4月1日としております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

(教育長) ただいまの説明につきまして、御意見・御質問等がございましたら、よろしくお願いいたします。

(教育長) 特にございませんでしょうか。それではお諮りいたします。
この内容でよろしいでしょうか。

(全委員) 異議なし。

(教育長) 全員異議ございませんので、議案第16号愛媛県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令については、原案のとおり可決決定をいたしました。

○議案第17号 許認可等の審査基準及び標準処理期間並びに不利益処分の処分基準に関する要綱の一部を改正する要綱について

(教育長) 次に、議案第17号許認可等の審査基準及び標準処理期間並びに不利益処分の処分基準に関する要綱の一部を改正する要綱について、

事務局から説明をお願いします。

(教育総務課長) 許認可等の審査基準及び標準処理期間並びに不利益処分の処分基準に関する要綱の一部を改正する要綱について、御説明させていただきます。

今回の要綱の改正は、先ほど御審議をいただいた愛媛県教育委員会事務局組織規則の改正に伴い、関係規定を整備しようとするものです。

施行期日は、令和7年4月1日としております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

(教育長) ただいまの説明につきまして、御意見・御質問等がございましたら、お願いいたします。

(教育長) 特にございませんでしょうか。それではお諮りいたします。この内容でよろしいでしょうか。

(全委員) 異議なし。

(教育長) 全員異議ございませんので、議案第17号許認可等の審査基準及び標準処理期間並びに不利益処分の処分基準に関する要綱の一部を改正する要綱については、原案のとおり可決決定をいたしました。

(教育長) ここからは、非公開案件の審議に入りますので、傍聴人及び報道機関の皆様は退席をお願いいたします。

(教育長) 議案審議を再開する旨宣する。

○議案第18号 愛媛県教科用図書選定審議会委員の任命について

(教育長) 議案説明を求める。

(義務教育課長) 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第11条第2項及び同法施行令第7条の規定により、4月1日から8月31日までの間設置する愛媛県教科用図書選定審議会の委員15名を任命する原案を説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 委員の入れ替わりの規模について質問する。

(義務教育課長) 今回の入れ替わりが例年と同規模である旨答える。

(小池指導部長) 今回の委員の入れ替わりが例年と同規模であることを補足する。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 原案のとおり可決決定する旨宣する。

○議案第19号 公立中学校教員の懲戒処分について

(教育長) 議案説明を求める。

(義務教育課長) 睡眠導入剤を服用し、その薬物の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自家用車を運転し、信号のない交差点において十分な確認をしないまま右折した際、直進してきた対向車に正面衝突させた公立中学校再任用教育職員について、懲戒処分する原案を説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 本事案における県の対応について述べる。

(畠山委員) 睡眠導入剤を服用した量やタイミングについて質問する。

(義務教育課長) 睡眠導入剤を服用した状況について答える。

(畠山委員) 睡眠導入剤を服用したタイミングが問題であったのか確認する。

(義務教育課長) 睡眠導入剤を服用したタイミングが問題であった旨答える。

(教育長) 睡眠導入剤の服用に関して、医師が当該教員に伝えた内容について確認する。

(義務教育課長) 医師が当該教員に伝えた内容について答える。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 原案のとおり可決決定する旨宣する。

○議案第20号 教職員の報賞について

(教育長) 議案説明を求める。

(高校教育課長) 愛媛県教職員報賞規程第4条の規定により、永年勤続し勤務成績良好な教職員を報賞する原案を説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 原案のとおり可決決定する旨宣する。

(教育長) 議案審議を終了し、専決処分の承認に移る旨宣する。

専決処分の承認

○損害賠償請求事件に係る訴訟上の和解案に対する意見について

(教育長) 説明を求める。

(保健体育課長) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、知事から、損害賠償請求事件に係る訴訟上の和解案に対する意見を求められ、愛媛県教育委員会教育長専決規則第2条第2項の規定により専決処分した旨、同規則第4条の規定により報告し、承認を求める。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 承認する旨宣する。

(教育長) 専決処分の承認を終了し、その他の協議に移る旨宣する。

(5) その他

○令和7年度学校給食文部科学大臣表彰について

(教育長) 協議題の説明を求める。

(保健体育課長) 令和7年度学校給食文部科学大臣表彰について、被表

彰候補（学校等１校、個人１名）の推薦について説明する。

（教育長） 意見を求める。

（教育長） 原案について諮る。

（全委員） 異議ない旨答える。

（教育長） 了承する旨宣する。

（教育長） その他の協議を終了し、非公開案件終了のため会議を公開する旨宣する。

(6) 閉 会（午後４時09分）

（教育長） 以上で、本日の審議事項を全て終了いたしましたので、教育委員会３月定例会を閉会いたします。